

岩手県告示第312号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を令和4年5月10日から令和4年5月31日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

令和4年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 埋立区域

- (1) 位置 岩手県下閉伊郡山田町中央町267番及び268番地先水面
- (2) 区域 山田漁港内にある基準点（3級基準点H30A3-3）を基点とし、基点から9度57分20秒 8.30メートルの点を1点とし、1点から84度04分18秒 12.26メートルの点を2点とし、2点から174度04分18秒 60.39メートルの点を3点とし、3点から265度01分20秒 16.90メートルの点を4点とし、4点から39度12分19秒 6.55メートルの点を5点とし、1点から5点までの各点を順次に直線で結んだ線及び5点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 750.98平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ
- (2) 区域 別紙図面のとおりに
- (3) 面積 3,035.18平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して180日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から令和7年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。